

高所作業車運転技能講習

(一社) 佐賀県労働基準協会

- 1 会場 当協会講習場 (小城市三日月町堀江1721)
- 2 科目の一部免除 **受講申し込み時点で、次のⅠ若しくはⅡの資格をお持ちの方が対象となります。**

Ⅰ	①	○移動式クレーン運転士免許所持者、○小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	②	○建設業法施行令 (昭和31年政令第273号第27条の3) に規定する建設機械施工技術検定に合格した者
	③	○自動車運転免許 (普通自動車が運転できる免許) の所持者
Ⅱ	④	○フォークリフト運転技能講習、○ショベルローダー等運転技能講習、○車両系建設機械《整地・運搬・積み込み用及び堀削用・基礎工用・解体用》運転技能講習、○不整地運搬車運転技能講習のいずれかの修了者
	⑤	免許等の資格なし (免除なし)

科目の一部免除を受けたい方は、**受講申込の際**、資格を証する免許証・修了証等の写しを申込書に添付のうえご提出ください。(添付のない方は免除になりません。)

- 3 受付8:10~8:50、ガイダンス8:50~ ※8:50までに受付を済ませてください。※ 当日の申込は受け付けられません。
- 4 講習科目・時間・受講料 (休憩時間は講習時間の1時間毎に5分、昼休み時間45分) (×印は免除科目 ○印は受講科目)

種別	日程	時間	講習科目	講習時間	2のⅠでの科目一部免除者	2のⅡでの科目一部免除者	2のⅢの免除なし
学科	1日目	全員免除	原動機に関する知識 (2のⅠ又はⅡの資格者免除)	3	×	×	○
		9:00 ~ 15:00	作業に関する装置の構造及び扱いの方法に関する知識	5	○	○	○
		15:05 ~ 16:05	関係法令	1	○	○	○
		16:10 ~ 18:15	運転に必要な一般的な事項に関する知識 (2のⅠの資格者免除)	2	×	○	○
実技	2日目 (1~20番) 又は 3日目 (21番以降)	9:00 ~ 10:00	修了試験 (学科)	1	○	○	○
		10:05 ~ 17:45	高所作業車のための装置の操作 (実技)	6	○	○	○
			修了試験 (実技)	0.5	○	○	○
受講料 (金額は税込)	会 員 (テキスト代金等は無料)		※会員は、当協会に入会し年会費をお支払いいただいている事業場様です。	34,100円	35,750円	37,400円	
	一 般 (テキスト・資料代 2,420円含む)			36,520円	38,170円	39,820円	

科目の入替により、時間に変更する場合があります。「会員」は、当協会に入会し、年会費をお支払いいただいている事業場です。

※ 受講料の入金(口座番号)等申込方法は別紙(別掲載)の案内をご覧ください

5 持参するもの	学科	○受講票 ○上履き ○筆記用具(シャープペン、消しゴム、マーカーなど) ※当協会に、「貸出用スリッパ」等はありません。
	実技	○安全靴(用意できない場合はスニーカー等で可)、○保護帽(ヘルメット)、○作業服 ○保護手袋(軍手等)、○フルハーネス型制止用器具、○レインウェア (雨天が予想される場合)
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場に限りがありますので、できるだけ乗り合わせてお越しくさるようお願いいたします。 ○ 受講者が多い場合、休み時間に車を動かせない場合があります。 ○ 当協会付近に食堂等がありませんので、各自、昼食の準備をお勧めいたします。 ○ 後日連絡等いたしませんので、受講当日、忘れないようご来場ください。 	

駐車場のご利用について (第2駐車場：国道34号線三日月町遠江交差点南)

学科 受講番号が1番~30番までの方は第2駐車場のご利用をお願いします。

実技 全員第2駐車場のご利用をお願いします。

